

# タイ破産法における偏頗行為否認権と 優先弁済の判断基準

ソラアット・ナパット

## 目次

- I. はじめに
- II. タイ破産法 115 条否認の要件
- III. まとめ

## I. はじめに

債務者が破産状態に陥った場合、特定の債権者に対する優先弁済を禁止する必要が生じる。破産手続においては債権者平等の原則が強く働くため、通常時であれば早い者勝ちの原則が妥当する弁済行為についても、特別の規制を設けなければならない。日本破産法においては、162 条の偏頗行為否認権がこれに該当する。日本破産法 162 条は、既存の債務についてされた担保の供与または債務の消滅に関する行為（以下「弁済行為等」という）について、以下の 2 つのケースに分けて否認を認めている。①当該弁済行為等が支払不能になった後に為されたものである場合、もし債権者が当該支払不能または支払停止を知っていたならば、破産管財人はこれを否認することができる。②当該弁済行為等が破産手続開始決定後に為されたものである場合、もし債権者が当該破産手続開始決定を知っていたならば、破産管財人はこれを否認することができる。いずれのケースにおいても、債務者の財産状態および債権者の知不知のみが問題となっており、債務者または債権者の詐害的意思が問題になっていないことが注目に値する。日本破産法において詐害行為否認権と偏頗行為否

認権とが明確に区別されている理由のひとつは、詐害意思の要否にある。

タイ破産法においても、債務者が総債権者に対する十分な支払いができなくなった場合、すなわち、債務超過の場合に、破産管財官は、弁済行為を取り消す権限を有する。タイ破産法においては破産申立の基準が、個人であれ法人であれ、債務超過であると定められているので（タイ破産法 10 条）、日本の破産法とは危機時期に関する判定が異なっている<sup>1)</sup>。しかし、破産手続前後の一定期間においては弁済行為すらも禁じられる点で、両者は一致している。

では、日本破産法における偏頗行為否認とタイ破産法におけるそれとは、本質的に同じ概念を指し示しているのだろうか。そうではない。日本破産法における偏頗行為否認は、行為の外形に着目した客観的な基準にもとづく否認であるけれども、タイ破産法における偏頗行為否認は、債務者の詐害意思の有無等を斟酌する主観的な基準を併用している。タイ破産法は、日本破産法のような詐害行為否認権と偏頗行為否認権との明確な切断を行っておらず、偏頗行為否認権は詐害行為否認権の特殊形態であると考えられている節がある。本稿では、このようなタイ破産法上の偏頗行為否認権を紹介し、両国における公正な財産分配の捉え方の違いを考察してみたい。

なお、本稿では判例をすべて仏暦表記とすることに留意されたい。

## II. タイ破産法 115 条否認の要件

### 1. 「破産申立 3 ヶ月前以内あるいはその後」の意味

タイ破産法 115 条 ①管財官の申立によって、裁判所は、財産の移転あるいは債務者の行為あるいは債務者が何かをすることの許可を破産訴訟の申立から 3 ヶ月前以内に、あるいは申立の後に、ある債権者を優先する意図で行われたものについて取消す権限を有する。

②優先された債権者が債務者の内部者であるならば、裁判所は、破

産宣告申立の1年前以内あるいは申立後に行われた移転あるいは行為を、前1項の条文にもとづいて取消す権限を有する。(私訳)

まず、タイ破産法115条の解釈について触れておきたい。古い判例は、この条文を逐語的に解釈し、破産宣告申立後の行為は全て否認の対象になると解していた(589号2523年、596号2523年)<sup>2)</sup>。しかし、包括的処分禁止命令後の行為は、そもそも無効である、ということに注意を要する。包括的処分禁止命令が下った後の行為について、破産管財官が否認権を行使する余地はない。そこで、新しい判例(3169号2531年)は、前記諸判例を訂正して、包括的処分禁止命令後の否認権の行使を否定した<sup>3)</sup>。すると、「申立の後に」という文言は、いったい何を意味しているのであろうか。前記新判例は、115条の「あるいは申立の後に」という文言を読み替えて、「申立の後かつ包括的処分禁止命令の前に」と解釈した。学説も、この判例に賛成している<sup>4)</sup>。

受益者が内部者である場合、期間は3ヶ月から1年に延長される(115条2項)。これにより、管財官は、内部者の偏頗行為をより広範に否認することができる。債権者平等の原則を補充するためである。また、内部者に対する規律であるから、取引の安全を害することもない<sup>5)</sup>。但し、タイ破産法における「内部者」(insider)は、法人が破産したときにのみ適用される概念であることに注意が必要である<sup>6)</sup>。

## 2. 「特定の債権者を優遇すること」の意味と判断基準

偏頗行為とは、特定の債権者を優遇して弁済する行為である。受益者は、複数存在する債権者のうちの、一部の債権者でなければならない<sup>7)</sup>。債権者がひとりしかおらず、その債権者が受益者になった場合、あるいは債権者の全員に平等に弁済が行われたときは、115条否認の対象とならない。なぜなら、偏頗行為否認の根拠は、債権者平等の原則に違反することだからである(853-854号2534年)。なお、担保放棄などの第三

債務者を優遇する行為は、115条によっては否認されないというのが判例である（802号2519年）<sup>8)</sup>。

偏頗行為否認が認められるためには、債務者が、特定の債権者を優遇する意図を持っていなければならない。これは、日本の破産法と大きく違う点である。日本の破産法は、債務者の詐害意思を要求していない。さらに、タイ破産法によれば、債権者の意思は問題にならない<sup>9)</sup>。つまり、債権者が債務者の債務超過を知っていたかどうかは関係がない。「債権者を優遇する意図」とは、債務者の意思であって、受益者の意思ではない、というのがその理由である<sup>10)</sup>。これも日本の破産法とは異なっている。日本の破産法は、債権者の悪意を要件にしている。

弁済や担保提供が「優遇」に該当するのはもちろんであるが、判例法上、既存債権者に対する廉価売却も、代物弁済として「優遇」であると判断されることもある（2722号2528年）<sup>11)</sup>。また、弁済は、狭義の弁済のみならず、不履行時に特定の物ないし権利を譲渡する契約であっても、否認の対象になる（1857号2541年）<sup>12)</sup>。

タイにおける破産実務で重要なのは、この「優遇する意図」が、弁済などの事実行為のみからは判断されず、様々な要因の総合考慮にもとづいて決定されることである<sup>13)</sup>。代表的な判例として、238-239号2511年判決が挙げられる。2504年11月29日、債務者Aが債権者Y<sup>1</sup>に、土地を代物弁済した。さらに同じ日に、債権者Y<sup>2</sup>に対しても、別の土地で代物弁済を行った。債務者Aについて、2505月1月23日に、破産訴訟の申立てがなされ、包括的処分禁止命令が同年2月9日に下された。Y<sup>1</sup>は約120万バーツの債権を有しており、そのうちの40万バーツは被担保債権、20万バーツについては小切手の質入れ、残りの約60万バーツは無担保であった。Y<sup>2</sup>は、105万バーツの抵当権付債権と、65万バーツの無担保債権、そして25万バーツに対する小切手の質入れがあった。なお、AはY<sup>2</sup>に対して10万バーツの小切手債権を有していたので、代物弁済時にこれを弁済してもらった。破産管財官Xは、旧法114条と115条に

よって、Y<sup>1</sup> および Y<sup>2</sup> への弁済に対する否認を主張した。

最高裁は、次のように判断した。① Y<sup>1</sup> および Y<sup>2</sup> は自己の債権の大部分について抵当権を有しており、②彼らの債権額は土地の価格を上回っているので、当該弁済は、優先弁済ではない。さらに、③ A は Y<sup>2</sup> に対しても弁済しているので、不平等な弁済ではなく、偏頗性はないものと考えられる。これが判決である。

この判例に対して、学説は批判的である。まず①について、被担保債権の割合が重要であるならば、Y<sup>1</sup> および Y<sup>2</sup> の被担保債権額の変動が、偏頗行為否認の可否に影響をもたらしてしまうこと<sup>14)</sup>、②について、代物弁済の目的物の価額は、行為の偏頗性と何ら関係がないこと<sup>15)</sup>、最後に③について、それぞれの債権者に一部弁済した事実が行為の偏頗性を否定するならば、ほとんどの経済活動は否認不能になることを理由に<sup>16)</sup>、この判例は誤っていると批判される。

この点、債務総額に対する弁済額の割合（受益者の債権が、総債権の中でどの程度の比率を占めているか）は、理論上、偏頗行為否認の可否に影響を与えないはずである。しかし、最高裁は、実務的にこれを重視しているように見受けられる。弁済を受けた債務額が総債務額に対して著しく小さいという理由で、偏頗行為を否定した事案が、他にも存在するからである（659号2536年）<sup>17)</sup>。このことが債権者平等の原則から肯定されるかどうかは疑わしい。なぜなら、債権者平等の原則は、少額の債権者を特段優遇するようには求めているからである。また、破産法の中に、そのような少額債権者の優遇を肯定するような価値規範を見出すことも困難である。けれども、もしかすると、日本民事再生法85条5号が「少額の再生債権を早期に弁済することにより再生手続を円滑に進行することができる時、又は少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を来すときは、裁判所は、再生計画認可の決定が確定する前でも、再生債務者等の申立てにより、その弁済をすることを許可することができる」と定めているように、少額債権

を早期に弁済することが債務者の再起にとって重要であるという判断が隠れているのかもしれない。特に、前掲判例 659 号 2536 年の場合は、建築物の解体を請け負った業者に対する弁済であり、これは債務者の財産整理に貢献している可能性があるので、他の債権者よりも優遇される根拠がないとは言い切れないであろう。

### 3. やむをえない弁済と偏頗行為否認権

債務名義を持つ債権者に弁済した場合も、偏頗行為になる(890 号 2509 年)。この判例の事案は、次のようなものである。債務者は債権者と裁判上の和解をおこない、4 万 500 バーツの支払を約束した。このとき、債務者は既に債務超過になっていた。そして、破産訴訟申立の約 1 ヶ月前に、債務者がこの和解債務について、弁済をおこなった。

反対に、債務者が、刑事訴訟を取り下げてもらうためにおこなった弁済は、否認の対象にならない可能性がある。このような見解が最高裁によって打ち出されたのは、3179-3180 号 2524 年判決においてである<sup>18)</sup>。債務者の振り出した小切手が不渡りを起こし、債権者が詐欺罪でこれを告訴したケースが問題になっている。債務者は、告訴を取り下げてもらうために、和解を通じて弁済をおこなった。最高裁は、このような場合について、特定の債権者を優遇する意図を否定し、外部から強制されたやむをえない弁済であると解している。つまり、刑事事件の回避は詐害意思の存在を否定する。この判断は、613 号 2531 年においても、再度確認されている<sup>19)</sup>。但し、和解による弁済は、全体が告訴取下げのためにおこなわれていなければならない、部分的であれ別の債務も対象になっていた場合は、その全体が取消される(716 号 2530 年)<sup>20)</sup>。

やむをえない弁済という考え方は、差押えにおいても登場する。弁済資金を調達するために財産を売却しようとしたところ、そこへ差押えがかかっている場合、これを解除するために行われた弁済は、否認されない(5916 号 2530 年)<sup>21)</sup>。

債務者が、自己の資産を増加させるためにおこなった行為、例えば消費貸借を受けるための担保設定などは、特定の債権者を優遇する行為ではない。115条否認の対象にはならない。これは、日本の同時交換的行為よりも広い概念である。なぜなら、結果として債務者の積極財産が増加していれば、偏頗行為否認を回避できるからである。例えば、抵当権設定が消費貸借契約に先行している場合である（7039号2542年）<sup>22)</sup>。

ヴァン・ディレイウドンサは、この7039号2542年判決について、次のように批評している<sup>23)</sup>。本件事案において最も重要なのは、抵当権設定と消費貸借が、同じ日に行われていることである。抵当権設定と消費貸借が同時に行われた場合、抵当権設定時に貸主が債権者であるとは言えない。しかしながら、ディレイウドンサによれば、抵当権設定が消費貸借の前に行われているということ、すなわち抵当権設定時に貸主が債権者ではなかったということは、裁判所がこれに言及しているにもかかわらず、決定的な論点ではない。この事実は、結論の妥当性を補強するものに過ぎない。むしろ、この事件において決定的なのは、本件抵当権設定契約と消費貸借契約は、同時交換的行為の関係にあるということである。

私見でも、このような消費貸借が偏頗行為として否認される必要はないと解する。なぜなら、同時交換的行為は、債務者の財産状態を悪化させないからである。これは、日本法と同じ考え方であり、肯定される。

### Ⅲ. まとめ

以上の判例学説から言えるのは、タイ破産法の偏頗行為否認は、債権者平等の原則だけにもとづいていない、ということである。タイの最高裁は、債務者に詐害意思があることを要求している。また、やむをえない事情で弁済をおこなったときは、債務者の詐害意思が否定されている。これは、タイの偏頗行為否認が、主観的要素をその基準として重視していると言えるのではないであろうか。主観的要素が正義の判



断基準になりうることは、一見すると奇妙であると思われるかもしれない。なぜなら、正義とは、当事者の主観を超えて成立する価値だからである。だとすれば、タイの偏頗行為否認におけるいくつかの修正原理は、正義の要請というよりもむしろ衡平の問題であり、厳酷な正義が様々な事情を考慮した裁判官の衡平な判断によって緩和されている、と考えることができよう。正義は法的な判断の規準のひとつであるが、唯一の規準ではないのである。

- 1) この点については、拙稿「日本破産法における支払不能概念とタイ破産法における支払可能概念との比較——支払不能が破産手続開始原因であることと支払可能が破産訴訟棄却事由であることとの相違点——」関西大学法学論集 60 巻 4 号 (2010 年) 1 頁以下を参照していただきたい。
- 2) 債務者は、2504 年 2 月 7 日に破産訴訟を受けた。裁判所は、同年 9 月 25 日に包括的処分禁止命令を下した。そして、2506 年 1 月 30 日に破産宣告が下された。2514 年 7 月 12 日に、債務者は、まだ破産者であり免責を受けていないにもかかわらず、A から土地を買い、そして B にこの土地を売った。この場合、本件土地の所有権は、破 109 条 2 項により、破産財団に帰属することになっている (109 条 2 項「破産宣告から免責の日までの間に債務者が取得した財産は、破産財団に帰属する」)。そして、23 条は、破産宣告の日から免責までの間に取得された財産は、破産管財官に引渡されねばならないことを命じている。さらに、24 条は、裁判所の許可が無い債務者の行為は、無効であることを定めている。ところが、最高裁は、これらの条文を無視して、本件売買は 115 条によって否認されると判断してしまった。
- 3) 債務者は、2525 年 11 月 10 日に包括的処分禁止命令を受けた。破産者は、2525 年 8 月 30 日、同年 11 月 10 日、2526 年 2 月 8 日、同年 4 月 29 日に、債権者に分割払いで合計 1 万パーツを支払った。最高裁は、包括的処分禁止命令の後には 24 条にもとづいて処分が禁止されるので、無効であると判断した。
- 4) プリチャー・パーニチャンウォン『破産法講義』240 頁 (ニティ・バンナカ出版、2000 年)
- 5) ポクボン・スリサーニット「破産法による行為の取消」『法学雑誌』4 巻、2000 年 12 月、タマサット大学、683-684 頁。



- 6) パーニチャンウォン『破産法講義』236-238頁。
- 7) 同上 238頁。
- 8) 判例 802号 2519年は次のような事案である、債務者Aは、第三債務者Bの被抵当権者である。そして、第三債務者Bが5万パーツを弁済したので、残額の4万9853パーツを免除して、抵当権を消滅させた。このとき、債務者Aは、債務超過の状態にあったので、このような免除および抵当権消滅は、Aの債権者にとって有害であった。とはいえ、この行為は、115条によっては取消されない。なぜなら、破産者は、債務者であり、115条が言うような債権者ではないからである。
- 9) パーニチャンウォン『破産法講義』238頁。
- 10) 同上 238頁。
- 11) 債務者Aが、自分の自動車を債権者Bに17万パーツで売却した。この売却は、破産宣告申立の3ヶ月前以内に行われた。債権者Bは、この自動車をさらにCに売却し、CはDに売却した。BC間の売買は、破産宣告申立後に行われている。破産者Aの総債務は2億6200万パーツである。最高裁は、本件売買は代物弁済の性質を有しているから偏頗行為であり、115条によって取消されると判断した。
- 12) 債務者は、銀行から金銭を借りた。そして、債務者は、自己の株券を銀行に提出し、全額弁済したときにこの証書が返還されると約束した。ところが、株券の中には、債務者が株を銀行に金銭の貸付の対価として譲渡すると記載されていた。最高裁はこれらの約束と記載を考慮して、全額弁済がないときは株式を担保として譲渡する特殊な契約であると解した。そして、このような契約は、債務者の許可を伴うものである。しかし、この契約は、破産宣告申立の5ヶ月前に行われたので、取消の対象にはならなかった。では、このような契約が破産宣告申立の3ヶ月前に行われたが、株券の譲渡に必要な署名が3ヶ月以内に行われたときはどうか。同じ判例が、株券の署名は譲渡者の義務であり、他の債権者を害するために行われるものではないから、取消の対象にならないと判断した。
- 13) 理由は定かでないが、タイの判例史を追うと、売買契約について115条否認を認めた事案も存在しており（このような否認は、現在では否定されている）、最高裁は、詐害行為否認と偏頗行為否認の区別を、厳格に維持していないのではないかと推測される。売買契約が115条否認されたケースについては、以下の通り。債務者Aは、自己の生活費を得るために金銭を借りていた。債権

総額は200万バーツ、総債権者数は20人を超えていた。Aは返済できなかったので、2501年12月1日に、自分の土地甲を同居人Bに3万8000バーツで売却した。実際の買主はCであり、Bはその代理人であったが、BもCも、Aの債務超過を知っていた。この売買代金は、目的物の適正価格よりも著しく廉価であった。2502年1月12日に、破産訴訟の申立が行われ、包括的処分禁止命令が、同年2月18日に出された。最高裁は、このような売買は偏頗行為として否認されると判断した(833号2510年)。興味深いのは、その理由付けにおいて、最高裁が、ABは同居関係にあったため、通謀の可能性が極めて濃いと認定したことである。これも本来ならば、偏頗行為否認とは無関係な要素である。私見になるが、日本法と比較した場合、タイの偏頗行為否認は、許害的偏頗行為の性格を多分に含んでおり、以下の判例を見るにあたって、この点を考慮していただきたい。

- 14) プリシャー・パーニチャンウォン「破産法2511年改正」『ドゥン・ラ・パ・ハ』第15年度3号(1968年5-6月)87-89頁。
- 15) 同上93頁。
- 16) 同上90頁。
- 17) 債権者は、債務者から建物の解体を依頼されていた。代金は、8万5000バーツであった。2532年2月10日(破産宣告申立の4ヶ月前)に、契約が行われた。6月28日に工事が完了した。そこで、申立の一ヶ月前に債務者は債権者に4万5000バーツを弁済した。最高裁は、代金額8万5000バーツは、債務者の債務総額2500万バーツと比較すると、極めて少額であるから、偏頗行為ではないと判断した。他に、契約自体は申立の4ヶ月前に行われたこと、一部弁済であることも考慮された。
- 18) 債務者は、債権者に小切手を振り出したが、債務者は債務超過に陥っていたため、この小切手は不渡りであった。このため、債権者は、債務者を詐欺で訴え、債務者について逮捕状が出された。そこで債務者は自分の土地を売却して、代金を受領して、この債権者に弁済し、これによって訴えを取り下げられた。管財官は、この弁済を取消すと主張した。最高裁は、債務者は刑事訴訟を免れるという必要性のために弁済しているから、取消は認められないと判断した。また、売買契約も115条によっては否認されない。なぜなら、売買は偏頗行為では無いからである。
- 19) Aは、B会社の保証人として、C会社と保証契約を結んだ。そして、Aが破産した。保証金額は13万バーツであった。AはCに3万バーツの小切手を振り

- 出していたが、この小切手は不渡りであった。CはAを詐欺罪で訴え、逮捕状が出された。そこで、Aは、Cに3万パーツを弁済して逮捕を免れた。最高裁は、このような弁済は逮捕を免れるために行われたものであるから、取消されないと判断した。
- 20) 2524年6月22日、債権者Aが債務者Bについて破産宣告の申立を行った。2524年9月15日、債権者AはBと締結した売買契約の履行を求め、同年11月2日に和解した。この点、債務者はそれ以前に小切手によって弁済していたが、債権者はこの小切手によっては債務を全く回収できなかった。そこで、債権者は警察に告訴したが、この和解によって告訴を取り下げた。和解の内容は、債務者が債権者に、15万4172パーツの支払であった。同年11月6日に債務者が1回目の弁済として3万パーツを支払った。そこで、管財官はこの弁済を取消そうとした。最高裁は、刑事訴訟を回避するために行われた弁済は取消されないが、本件では刑事訴訟とは関係ない債務についても和解が行われたので、その全体が取消されると判断した。
- 21) 債権者が、債務者に対して、2枚の小切手に関する請求訴訟を起こした。合計額は7万パーツであった。債務者は、第三者に自分が占有している土地を売りたいと思ったが、所有権証を持っていなかったため、タイ民法にもとづき、占有の買主を求める法定の広告（30日間）を出した。これに気付いた小切手の債権者は、債務者の支払不能を恐れて、この土地を差押さえた。そこで債務者は、この債権者と、差押えを解除してもらい代わりに全額を弁済するという和解契約を結んだ。その後、債務者は破産し、破産管財官が、当該和解契約にもとづく弁済を否認しようとした。最高裁は、この弁済の取消を認めなかった。なぜなら、この弁済は、差押を解消するための、必要に迫られた弁済だからである。
- 22) 2535年10月22日、債務者Aについて破産宣告の申立が為された。2536年4月30日、AはBから200万パーツを借りた。この金銭は、それ以前にAがCから購入した土地甲の代金225万パーツを支払うために借りられたものである。さらに、AはDに、当該土地の上に建物を建てるように依頼した。代金額は、170万パーツであった。そして、Aは現にCに代金を支払った。この土地甲について、金銭消費貸借の日に、Bに抵当権が設定された。時間の前後関係は、抵当権設定が先であり、金銭交付が後であった。2537年12月19日に包括的処分禁止命令が下され、2538年8月11日に破産宣告が下された。最高裁は、抵当権設定が金銭消費貸借の前に行われたとしても、両者は同じ日に行わ

れており、また抵当権設定の目的がその後の消費貸借債権の担保であることは明らかであるが、しかし破産者が金銭消費貸借の結果取得した土地は、Bが貸付けた金銭額よりもずっと高額であるから、結果的に破産者の財産は増加しており、それゆえに115条の否認は認められないと判断した。

- 23) ヴィシャン・ディレイウドンサ 『破産法妙〔補訂版〕』 245 頁（有限会社サンジャン出版、仏歴 2551 年）